

# 転用(用途変更)について

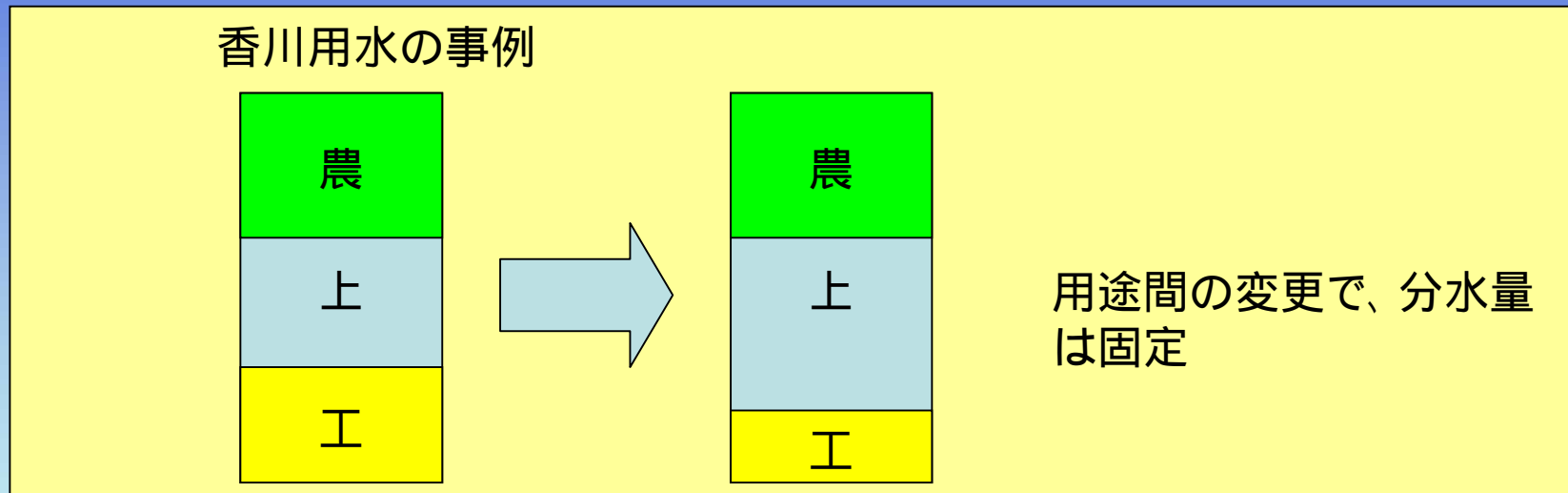
# 用途変更について

用途変更とは、ある許可水利権量を減じ、別の水利権量を付与又は増量することであるが、その際に必要な事項として、関係する利水者、河川管理者、関係地方公共団体の長等の同意が必要である。

同意をとるためには、変更する目的が水利権許可の判断基準に合致していることが必要となる。

# 用途変更について

既存水源の用途変更の実例は多くある。



香川用水は、吉野川からの分水であるため用途変更を行う場合、関係する国の機関・徳島県・愛媛県・高知県との同意を得た上で実施となっている。

# 吉野川総合開発の施設

## 吉野川総合開発の分水

- 香川用水(早明浦ダム)
- 愛媛分水(早明浦ダム・新宮ダム)
- 高知分水(早明浦ダム)



凡例	
	水資源機構施設
	機構以外の施設
	流域(降った雨が吉野川となる範囲)
	吉野川総合開発計画区域

- ・ 香川用水は、吉野川からの分水であるが、根本の計画である吉野川総合開発計画は、昭和29年の吉野川総合開発計画調整試案の発表から、昭和41年の中核施設である早明浦ダム基本計画了承まで12年の歳月がかかっている。その間の関係者の調整は困難を極めたと言われている。
- ・ 水資源開発は、場合によっては地域資源の減少となるため、関係者の十分な話し合いが必要。